

須坂市農業委員会 令和6年11月総会 議事録

- 1 招集 令和6年11月29日(金) 午後3時00分
- 2 開会 令和6年11月29日(金) 午後3時00分
- 3 閉会 令和6年11月29日(金) 午後3時26分
- 4 場所 須坂市役所 305 会議室

- 5 出席した農業委員 (13 人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	7 番	春原 博	推進委員	16 番	竹前	清孝
会長職務代理	13 番	中村豊彦	〃	8 番	原 千賀子	〃	17 番	丸山	雅之
3	1 番	返町俊昭	〃	9 番	小林 昇	〃	18 番	吉田	幸夫
農業委員	2 番	後藤文夫	〃	10 番	吉池 寿一	〃	19 番	小林	郁雄
〃	3 番	湯本か代子	〃	11 番	勝山修一	〃	20 番	増田	光輝
〃	5 番	山岸幸子	〃	12 番	目黒孔一	〃	21 番	市川	和志
〃	6 番	丸山輝幸							

- 6 欠席した農業委員 4 番 黒岩基之
〃 推進委員 15 番 小布施嘉雄

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 長野 寛

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農政係主任主事 小池祐希

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会11月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、4番 黒岩委員、15番 小布施推進委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数14人中、過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長 ご苦労様です。11月も月末を迎えいよいよ寒くなってきましたが、11月総会にご出席いただきましてありがとうございます。議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

11月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、5番山岸幸子委員、6番丸山輝幸委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようですので、地区担当の農業委員さんで補足説明がございませぬか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませぬか。

議長 ないようですので、農業委員さんで質疑意見はございませぬか。

議長 ないようですので、採決を行います。議案第26号の1件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第26号の1件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第27号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、農業委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませぬか。

議長 ないようですので、農業委員さんで質疑意見はございませぬか。

議長 ないようですので、採決を行います。議案第27号の1件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員であります。よって議案第27号の1件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数33件を議題といたします。

はじめにNo.1の1件について審議します。

なお、この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により、特定の委員の退席をお願いします。

議決後は、着席を認めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませぬか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございませぬか。

議長 ないようですので、採決いたします。

議長 議案第28号のNo.1の1件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)
議長 挙手全員であります。よって議案第 28 号のNo.1 については、決定とすることに決しました。
それでは退席委員の着席を認めます。

議長 次に、No.2 からNo.12 までの 11 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、農業委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 28 号のNo.2 からNo.12 までの 11 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)
議長 挙手全員であります。よってNo.2 からNo.12 までの 11 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、No.13 からNo.30 までの 18 件について、審議いたします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、農業委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、農業委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 28 号のNo.13 からNo.30 までの 18 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)
議長 挙手全員であります。よってNo.13 からNo.30 までの 18 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、No.31 からNo.33 の 3 件について審議いたします。
事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、農業委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。推進委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、農業委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 28 号のNo.31 からNo.33 の 3 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)
議長 挙手全員であります。よってNo.31 からNo.33 の 3 件については、決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 15 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 16 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数

2件、報告第17号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」報告件数1件について事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

この件についてご質問はありますか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これもちまして、11月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。